

□市町村における国民保護体制の整備状況について

総務省消防庁

国民保護・防災部

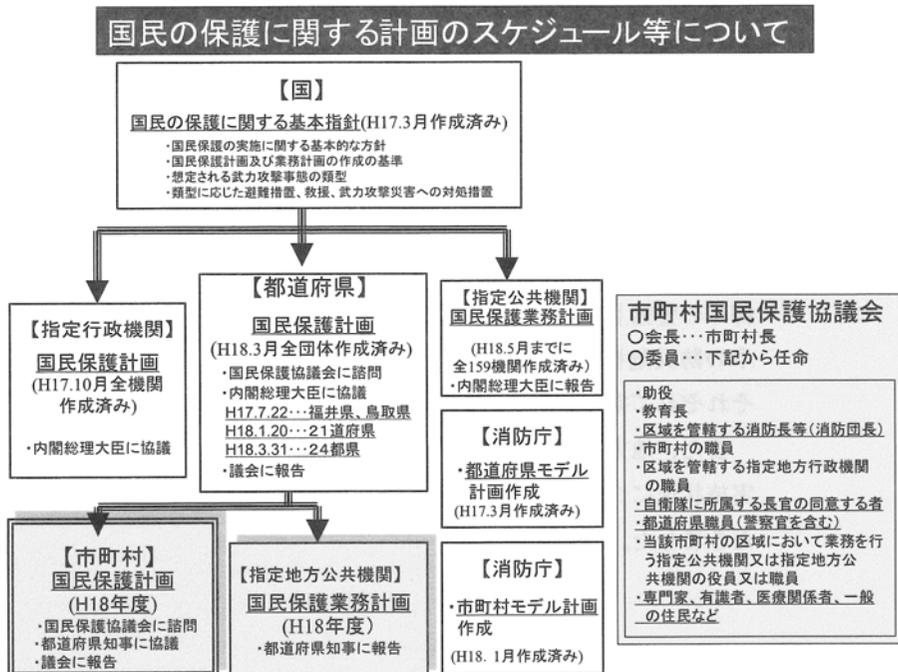
国民保護室

はじめに

平成16年9月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」といいます。)が施行さ

れ、同法に基づき、平成17年3月に政府が「国民の保護に関する基本指針」を定めたのを皮切りに、平成17年10月には指定行政機関において、平成18年3月までには全都道府県において「国民保護計画」が作成さ

資料1



※ 「国民保護法制整備本部」第5回会合の申し合わせスケジュールより

れました。現在、市町村においては、平成 18 年度中を目途として国民保護計画の作成作業に取り組んでいます。(資料 1 参照)以下においては、市町村における国民保護体制及びその整備に向けた進捗状況、また消防庁における今後の市町村における国民保護体制の整備に向けての支援について紹介します。

(なお、この記事中の「市町村」については、国民保護法第 185 条に定めるとおり、「市」とみなすとされている特別区を含みます。)

1 市町村における国民保護体制整備の流れ

市町村における国民保護体制に関する整備(資料 2 参照)として、最初に着手する必要があるのは、市町村国民保護計画を作成

する上での諮問機関となる「市町村国民保護協議会」及び武力攻撃事態等や緊急対処事態の事態認定後、国の対策本部からの指定の通知を受けたときに必要となる「市町村対策本部」の設置根拠となる条例の制定です。

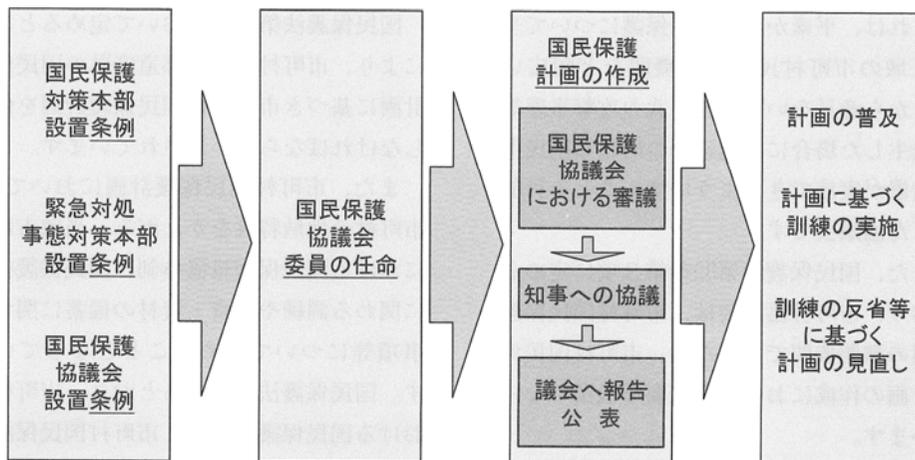
次の段階として、市町村国民保護協議会(以下「市町村協議会」といいます。)の構成委員を市町村長が任命して、協議会を開催することとなります。その後、本格的に市町村国民保護計画の作成作業が始まります。

市町村国民保護計画の素案を作成した段階で、市町村協議会を開催して委員からの意見をいただくこととなります。また、市町村によっては、より広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施する団体もあります。

このように、市町村国民保護計画の素案に対してさまざまな意見をいただき、それ

資料 2

市町村における国民保護体制整備の流れ



を反映して加筆修正等を行い、最終的に市町村協議会から市町村長への市町村国民保護計画の素案に対する答申が出されます。

市町村長は、市町村協議会から最終答申を受けた市町村国民保護計画の素案を都道府県知事に提出し、内容について協議をすることとなります。協議の結果、都道府県知事の同意を得て、市町村国民保護計画の作成が完了したことになります。

以下は、市町村における国民保護体制整備の主な柱となる、市町村国民保護協議会及び市町村国民保護計画について更に詳しく説明します。

(1) 市町村国民保護協議会

国民保護法第 39 条により、市町村は、当該区域の国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」といいます。)に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民保護措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村国民保護協議会を置くこととされています。

これは、平素から、国民保護について当該区域の市町村民や関係機関など幅広い方々から意見をいただき、武力攻撃事態等が発生した場合に、迅速かつ的確な国民保護措置が実施できるようにすることを目的とした協議会です。

また、国民保護法第 39 条第 3 項に定めるとおり、市町村協議会は、市町村国民保護計画の諮問機関であるため、市町村国民保護計画の作成においても重要な機関となっています。

市町村協議会は、市町村長を会長として、当該市町村に関係する指定地方行政機関の

職員、自衛隊に所属する者、都道府県の職員、指定公共機関等の職員、当該市町村の助役、教育長及び消防長、国民保護措置に関して知見を有する者等を委員として構成され、委員は市町村長が任命することとされています。また、市町村によっては、国民保護措置に関して知見を有する者を広く公募しているところもあります。

なお、市町村国民保護協議会については、各市町村の条例においてその設置に関わる事項を定めています。

消防庁では、国民保護法施行にあたり、都道府県及び市町村における国民保護協議会の設置に関わる条例の参考例として国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例参考例並びに国民保護協議会条例参考例について(平成 16 年 9 月 17 日消防国第 4 号各都道府県国民保護主管部長・各指定都市国民保護主管局長あて消防庁国民保護室長通知)を通知しました。

(2) 市町村国民保護計画

国民保護法第 35 条において定めるところにより、市町村長は、都道府県の国民保護計画に基づき市町村の国民保護計画を作成しなければならないとされています。

また、市町村国民保護計画においては、市町村の地域特性をかんがみ、当該市町村における国民保護措置体制、国民保護措置に関わる訓練や物資・資材の備蓄に関する事項等について定めることとなっています。国民保護法に定めるとおり、市町村における国民保護措置は、市町村国民保護計画に定めるところにより実施されるため、市町村にとって国民保護措置を迅速かつ的確に

実施するためにも、国民保護計画は、非常に重要なものです。

消防庁では、市町村の国民保護計画の作成を支援するため、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づく地方公共団体に対する技術的助言として、平成 18 年 1 月 31 日付けで「市町村国民保護モデル計画」及び「避難実施要領の作成に当たって(避難マニュアル)」を通知しました。(資料 3 参照)

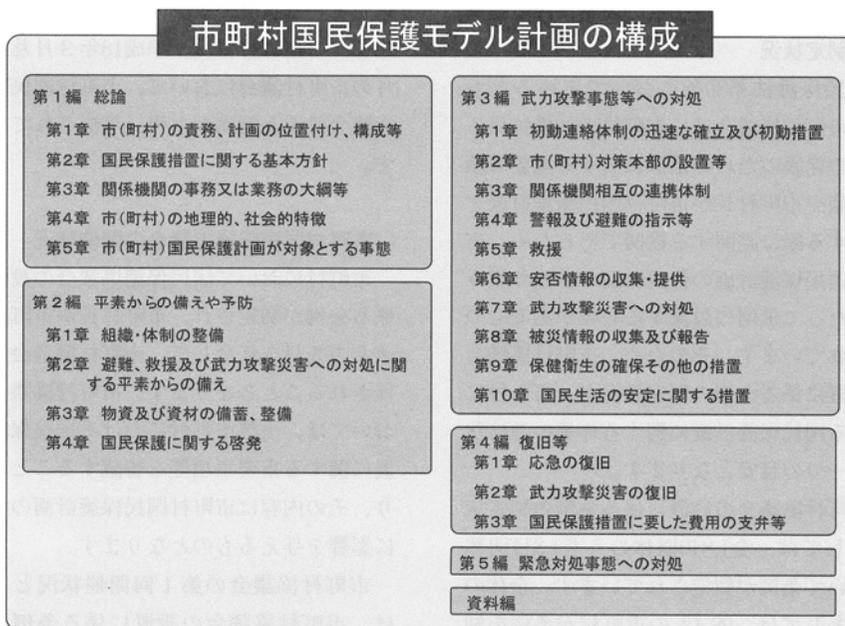
また、一部の都道府県においても、消防庁の示した「市町村国民保護モデル計画」を参考に、当該都道府県国民保護計画をベースにした独自の「市町村国民保護モデル計画」を作成し、当該区域内の市町村に配布しているところも見受けられます。これは、市町村国民保護計画が作成作業段階から都道府

県国民保護計画との整合を図ることができるといって、非常に有効なものとなっているところです。

2 市町村における国民保護計画の作成等に係る進捗状況

消防庁では、市町村における平成 18 年度を目途とした国民保護計画の作成に関する取り組み状況を把握するため、都道府県を通じて、全市町村 1,840 団体(市町村 1,817 団体及び特別区 23 団体)に対して、平成 18 年 11 月 1 日時点における市町村国民保護協議会の設置に係る条例の制定状況など国民保護計画の作成に係る進捗状況について、調査を実施しました。その調査結果の概要は、次のとおりです。(資料 4 参照)

資料 3



資料4

市町村における国民保護に係る進捗状況

(平成18年11月1日現在)

○市町村国民保護協議会の設置に係る条例の制定状況

市町村	制定済み市町村	制定率
1840	1811	98.4%

※市町村数には、特別区を含む。

○市町村国民保護協議会の開催状況

制定済み市町村	開催済み市町村	開催率
1811	1112	61.4%

○市町村国民保護計画の作成状況

作成済み市町村
8

※作成済み市町村

(北海道)江別市 (岩手県)大槌町 (鳥取県)境港市、三朝町、日南町、智頭町、日野町、北栄町

○市町村国民保護計画の都道府県知事協議予定時期

(「都道府県知事協議」とは、国民保護法第35条第5項に定める、市町村国民保護計画の作成に関わる都道府県知事の協議をいう。)

平成18年度中	未定
1814	26

※「平成18年度中」には、作成済み市町村(8団体)を含む。

※「未定」には、平成18年度中に編入合併を予定しているため計画を作成する必要のない市町村(8団体)を含む。

○市町村国民保護協議会の設置に係る条例の制定状況

国民保護法第39条において定めるとおり、市町村協議会は、市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項の審議や市町村長が市町村国民保護計画を作成する際に諮問する機関であるため、市町村国民保護計画の作成に関する取り組みにあたって早期に設置する必要があるものとされています。そのため、市町村協議会の設置に係る条例の制定状況が、市町村における国民保護計画に関する作業の進捗状況の一つの目安となります。

市町村協議会の設置に係る条例の制定状況としては、全1,840団体のうち1,811団体において条例が制定されています。全体の割合としては、98.4%の市町村が条例を制

定している状況です。

多くの市町村では、平成18年3月及び6月の市町村議会において、市町村国民保護協議会設置条例案が上程、可決されています。

○市町村国民保護協議会の開催状況

市町村において国民保護協議会の設置に係る条例が制定され、市町村長が市町村協議会の委員を任命して、市町村協議会が開催されることとなります。市町村協議会においては、当該市町村における国民保護措置に関する重要事項等を審議することとなり、その内容は市町村国民保護計画の作成に影響を与えるものとなります。

市町村協議会の第1回開催状況としては、市町村協議会の設置に係る条例を制定した

1,811 団体のうち 1,112 団体において開催されています。全体の割合としては、61.4%の団体が開催している状況です。

ただし、協議会の開催方法については、市町村に委ねられているため、市町村によっては、市町村協議会の下部組織に当たる部会等において、あらかじめ市町村国民保護計画の素案に対して協議し、最終的に素案が固まった段階ではじめて市町村協議会を開催する団体もあります。

○市町村国民保護計画の作成状況

市町村国民保護計画の作成状況としては、平成 18 年 3 月 1 日に全市町村で初めて国民保護計画を作成した鳥取県三朝町をはじめとして、境港市、日野町、智頭町、日南町、北栄町(以上鳥取県)、江別市(北海道)、大槌町(岩手県)の 8 市町において、市町村国民保護計画の作成が完了しています。

市町村国民保護計画の作成完了は、現在のところ 8 団体ですが、その他の団体においても、都道府県知事への協議や市町村協議会の最終答申の段階にある団体が見受けられます。

○市町村国民保護計画の都道府県知事協議 予定時期

前述のとおり、国民保護法第 35 条第 5 項により、市町村長は、市町村国民保護計画を作成するときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないとされています。市町村における都道府県知事への協議予定時期としては、全市町村 1,840 団体のうち 1,814 団体において、平成 18 年度中の都道府県知事協議を予定しています。全体のお

よそ 98%の団体において、平成 18 年度中の市町村国民保護計画の作成が達成できるものと推測できます。

なお、今回の調査において、都道府県知事協議を未定として回答した団体に対しては、合併で編入される等の致し方ない理由がある場合はともかく平成 18 年度中の市町村国民保護計画の作成完了に向けて努力していただくよう都道府県を通じてお願いしているところです。

3 消防庁における今後の市町村の国民保護 体制整備に向けての支援

市町村国民保護計画が作成完了した市町村においては、計画の内容等を周知させるため、市町村の住民に対して国民保護に関する啓発をしていく必要があります。

その一つの方策として、市町村国民保護計画に基づく避難住民の誘導や救援等の国民保護訓練の実施が挙げられます。

国民保護訓練は、訓練成果を市町村国民保護計画の改善に反映していくためにも必要であり、この繰り返しにより、市町村国民保護計画がより実効性のある計画として精錬されていきます。

消防庁としては、それぞれの地域において開催される国民保護に関する講演会への職員派遣や国民保護訓練の実施方法等の助言など市町村における国民保護整備を積極的に支援していく予定です。

現在の国際情勢をかんがみると、武力攻撃や大規模テロは、いつ発生するか予想できない状況にあります。確かに、我が国に対する武力攻撃もテロリストによる大規模テ

口も「あってはならないこと」です。我が国が武力攻撃等を受けることがないように、不断の外交努力が必要であることは大前提です。しかしながら、「あってはならないこと」と起きる可能性がないこととは違うものです。「あってはならないこと」であっても、起きる可能性が否定できない以上は、必

要な準備をしていかなければなりません。国民保護体制の整備は、「なくてはならない」ものなのです。

この点をご理解いただき、各市町村におかれては、平成 18 年度中できるだけ早期の市町村国民保護計画の作成完了や、計画作成後の更なる国民保護体制の整備にご尽力いただきますようお願いいたします。